

原管発官 R2 第 57 号
令和 2 年 5 月 28 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

東通原子力発電所原子炉施設保安規定認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり東通原子力発電所原子炉施設保安規定の認可を申請いたします。

記

1. 申請の内容

別添の東通原子力発電所原子炉施設保安規定のとおり新規に制定する（ただし、下線は含まない。）。

2. 申請の理由

(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う制定

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき、及び同法を実施するため、令和 2 年 4 月 1 日付で実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部の改正が行われるとともに、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則が制定されたことから、保安規定の新規制定を行う。

3. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。
- (2) 営業運転を開始する前まで、本規定について下表のとおり読み替える。

本規定中の用語	読み替え
東通原子力発電所 所長	東通原子力建設所 建設所長

- (3) 核燃料物質を原子炉に装荷する前までは、第107条第6項を以下のとおり読み替える。
- (i) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために施設管理目標の中で設置の工事における保全活動管理指標^{※1}を設定する。
- (ii) 組織は、保全活動管理指標の目標値^{※2}を設定する。また、11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。
- (iii) 組織は、設置の工事着手までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。
- (iv) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。
- ※1：設置の工事における保全活動管理指標については、工事の進捗に応じて実施する構築物、系統及び機器の使用前事業者検査が、計画どおりに完了していることを指標として設定する。
- ※2：設置の工事における保全活動管理指標の目標値については、計画した使用前事業者検査が全て完了し、合格していることとする。
- (4) 本規定の条文について、核燃料物質を原子炉に装荷する前までに設置の工事の各段階において、附則表1に示す事項を定めて、必要な変更を行う。

以 上

別 添

東通原子力発電所 原子炉施設保安規定

東 通 原 子 力 発 電 所
原 子 炉 施 設 保 安 規 定

令 和 ____年 ____月

東京電力ホールディングス株式会社

目 次

第1章 総 則	
第1条 目的	1章- 1
第2条 基本方針	1章- 1
第2条の2 関係法令及び保安規定の遵守	1章- 1
第2章 品質保証	
第3条 品質マネジメントシステム計画	2章- 1
第3章 保安管理体制	
第4条 保安に関する組織	3章- 1
第5条 保安に関する職務	3章- 2
第6条 原子力発電保安委員会	3章- 3
第7条 原子力発電保安運営委員会	3章- 4
第8条 原子炉主任技術者の選任	3章- 4
第8条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任	3章- 4
第9条 原子炉主任技術者の職務等	3章- 5
第9条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等	3章- 5
第9条の3 主任技術者の情報交換	3章- 5
第4章 運転管理	
第1節 通 則	
第11条 構成及び定義	4章- 1
第11条の2 原子炉の運転期間	4章- 1
第12条 原子炉の運転員の確保	4章- 1
第12条の2 運転管理業務	4章- 1
第13条 巡視点検	4章- 1
第14条 マニュアルの作成	4章- 1
第15条 引継	4章- 1
第16条 原子炉起動前の確認事項	4章- 1
第17条 火災発生時の体制の整備	4章- 1
第17条の2 内部溢水発生時の体制の整備	4章- 1
第17条の3 火山影響等発生時の体制の整備	4章- 1
第17条の4 その他自然災害発生時等の体制の整備	4章- 2
第17条の5 有毒ガス発生時の体制の整備	4章- 2
第17条の6 資機材等の整備	4章- 2
第17条の7 重大事故等発生時の体制の整備	4章- 2

第 17 条の 8 大規模損壊発生時の体制の整備	4 章- 2
第 17 条の 9 電源機能等喪失時の体制の整備	4 章- 2
第 2 節 運転上の留意事項	
第 18 条 水質管理	4 章- 2
第 18 条の 2 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁管理	4 章- 2
第 3 節 運転上の制限	
第 19 条 停止余裕	4 章- 2
第 20 条 反応度監視	4 章- 2
第 21 条 制御棒の動作確認	4 章- 2
第 22 条 制御棒のスクラム機能	4 章- 3
第 23 条 制御棒の操作	4 章- 3
第 24 条 ほう酸水注入系	4 章- 3
第 25 条 原子炉熱的制限値	4 章- 3
第 26 条 原子炉熱出力及び炉心流量	4 章- 3
第 27 条 計測及び制御設備	4 章- 3
第 28 条 原子炉再循環ポンプ	4 章- 3
第 30 条 主蒸気逃がし安全弁	4 章- 3
第 31 条 格納容器内の原子炉冷却材漏えい率	4 章- 3
第 32 条 非常用炉心冷却系等の系統圧力監視	4 章- 3
第 33 条 原子炉冷却材中のよう素 131 濃度	4 章- 3
第 34 条 原子炉停止時冷却系その 1	4 章- 3
第 35 条 原子炉停止時冷却系その 2	4 章- 4
第 36 条 原子炉停止時冷却系その 3	4 章- 4
第 37 条 原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率	4 章- 4
第 38 条 原子炉圧力	4 章- 4
第 39 条 非常用炉心冷却系その 1	4 章- 4
第 40 条 非常用炉心冷却系その 2	4 章- 4
第 42 条 主蒸気隔離弁	4 章- 4
第 43 条 格納容器及び格納容器隔離弁	4 章- 4
第 44 条 サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁	4 章- 4
第 45 条 サプレッションプールの平均水温	4 章- 4
第 46 条 サプレッションプールの水位	4 章- 4
第 47 条 可燃性ガス濃度制御系	4 章- 5
第 48 条 格納容器内の酸素濃度	4 章- 5
第 49 条 原子炉建屋	4 章- 5

第 50 条	原子炉建屋給排気隔離弁	4 章- 5
第 51 条	非常用ガス処理系	4 章- 5
第 52 条	原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系	4 章- 5
第 53 条	非常用ディーゼル発電設備冷却系	4 章- 5
第 55 条	使用済燃料プールの水位及び水温	4 章- 5
第 56 条	燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位	4 章- 5
第 57 条	中央制御室非常用換気空調系	4 章- 5
第 58 条	外部電源	4 章- 5
第 59 条	非常用ディーゼル発電機その 1	4 章- 5
第 60 条	非常用ディーゼル発電機その 2	4 章- 6
第 61 条	非常用ディーゼル発電機燃料油等	4 章- 6
第 62 条	直流電源その 1	4 章- 6
第 63 条	直流電源その 2	4 章- 6
第 64 条	所内電源系統その 1	4 章- 6
第 65 条	所内電源系統その 2	4 章- 6
第 66 条	重大事故等対処設備	4 章- 6
第 67 条	原子炉停止中の制御棒 1 本の引き抜き	4 章- 6
第 68 条	単一制御棒駆動機構の取り外し	4 章- 6
第 69 条	複数の制御棒引き抜きを伴う検査	4 章- 6
第 70 条	原子炉の昇温を伴う検査	4 章- 6
第 71 条	原子炉モードスイッチの切替を伴う検査	4 章- 6
第 72 条	運転上の制限の確認	4 章- 7
第 73 条	運転上の制限を満足しない場合	4 章- 7
第 74 条	予防保全を目的とした保全作業を実施する場合	4 章- 7
第 75 条	運転上の制限に関する記録	4 章- 7
第 4 節 異常時の措置		
第 76 条	異常発生時の基本的な対応	4 章- 7
第 77 条	異常時の措置	4 章- 7
第 78 条	異常収束後の措置	4 章- 7
第 5 章 燃料管理		
第 79 条	新燃料の運搬	5 章- 1
第 80 条	新燃料の貯蔵	5 章- 1
第 81 条	燃料の検査	5 章- 1
第 82 条	燃料取替実施計画	5 章- 1

第 83 条	燃料移動手順	5 章- 1
第 84 条	燃料移動	5 章- 1
第 85 条	使用済燃料の貯蔵	5 章- 1
第 86 条	使用済燃料の運搬	5 章- 1
第 6 章 放射性廃棄物管理		
第 87 条	放射性廃棄物管理に係る基本方針	6 章- 1
第 87 条の 2	頻度の定義	6 章- 1
第 88 条	放射性固体廃棄物の管理	6 章- 1
第 88 条の 2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	6 章- 1
第 88 条の 3	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	6 章- 1
第 89 条	放射性液体廃棄物の管理	6 章- 1
第 90 条	放射性気体廃棄物の管理	6 章- 1
第 91 条	放出管理用計測器の管理	6 章- 1
第 7 章 放射線管理		
第 92 条	放射線管理に係る基本方針	7 章- 1
第 92 条の 2	頻度の定義	7 章- 1
第 93 条	管理区域の設定及び解除	7 章- 1
第 94 条	管理区域内における区域区分	7 章- 1
第 95 条	管理区域内における特別措置	7 章- 1
第 96 条	管理区域への出入管理	7 章- 1
第 97 条	管理区域出入者の遵守事項	7 章- 1
第 98 条	保全区域	7 章- 1
第 99 条	周辺監視区域	7 章- 1
第 100 条	放射線業務従事者の線量管理等	7 章- 1
第 101 条	床、壁等の除染	7 章- 1
第 102 条	平常時の環境放射線モニタリング	7 章- 2
第 102 条の 2	外部放射線に係る線量当量率等の測定	7 章- 2
第 103 条	放射線計測器類の管理	7 章- 2
第 104 条	管理区域外等への搬出及び運搬	7 章- 2
第 105 条	発電所外への運搬	7 章- 2
第 106 条	協力企業の放射線防護	7 章- 2
第 8 章 施設管理		
第 107 条	施設管理計画	8 章- 1
第 107 条の 2	設計管理	8 章- 6
第 107 条の 3	作業管理	8 章- 6
第 107 条の 4	使用前事業者検査の実施	8 章- 6

第 107 条の 5 定期事業者検査の実施	8 章- 8
第 107 条の 6 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針	8 章- 8
第 9 章 緊急時の措置	
第 108 条 原子力防災組織	9 章- 1
第 109 条 原子力防災組織の要員	9 章- 1
第 109 条の 2 緊急作業従事者の選定	9 章- 1
第 110 条 原子力防災資機材等	9 章- 1
第 111 条 通報経路	9 章- 1
第 112 条 緊急時演習	9 章- 1
第 113 条 通報	9 章- 1
第 114 条 原子力防災態勢の発令	9 章- 1
第 115 条 応急措置	9 章- 1
第 116 条 緊急時における活動	9 章- 1
第 116 条の 2 緊急作業従事者の線量管理等	9 章- 1
第 117 条 原子力防災態勢の解除	9 章- 2
第 10 章 保安教育	
第 118 条 所員への保安教育	10 章-1
第 119 条 協力企業従業員への保安教育	10 章-2
第 11 章 記録及び報告	
第 120 条 記録	11 章-1
第 121 条 報告	11 章-3
附 則	
第 1 条 施行期日	附則-1
第 2 条 営業運転を開始する前までの経過措置	附則-1
第 3 条 核燃料物質を原子炉に装荷する前までの経過措置	附則-1
第 4 条 核燃料物質を原子炉に装荷する前までに定めること	附則-2

第1章 総則

(目的)

第1条

この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）」第43条の3の24第1項の規定に基づき、東通原子力発電所発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）又は発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条

東通原子力発電所（以下「発電所」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。

(関係法令及び保安規定の遵守)

第2条の2

1. 社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう、基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。
2. 原子力・立地本部長及び内部監査室長は、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるようにするため、「法令等の遵守に係る活動基本マニュアル」を定め、これに基づき次の事項を実施する。
 - (1) 第1項の基本方針に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画を年度毎に策定する。
 - (2) 第3項の関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動状況を評価し、その結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受ける。
 - (3) (2)の活動状況の評価結果及び指示を、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画に反映する。
3. 第4条の組織は、第2項(1)の活動計画に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動を実施する。

第2章 品質保証

(品質マネジメントシステム計画)

第3条

第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。

【品質マネジメントシステム計画】

1. 目的

本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に従って、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム(以下「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善するとともに、安全文化及び安全のためのリーダーシップによって原子力の安全を確保することを目的とする。

2. 適用範囲

本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。

3. 用語の定義

以下を除き品質管理基準規則の定義に従う。

- (1) 原子炉施設：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。
- (2) ニューシア：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。
- (3) BWR 事業者協議会：国内 BWR プラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。(以下、本条及び第107条において同じ。)

4. 品質マネジメントシステム

4.1 一般要求事項

- (1) 第4条(保安に関する組織)に定める組織(以下「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの実効性を維持するた

め、継続的に改善する。

- (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。
この場合、以下の事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）を参考として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。
 - a) 業務・原子炉施設又は組織の重要度及びこれらの複雑さの程度
 - b) 原子炉施設の品質又は業務に関連する原子力安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ
 - c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響
- (3) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。
- (4) 組織は、原子炉施設に適用される法令・規制要求事項を明確に認識し、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき各基本マニュアル等に明記する（7.2.1参照）。
- (5) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを「原子力品質保証規程」に定め、次の事項を実施する。
 - a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。
 - b) これらのプロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を図1のとおりとする。
 - c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもの実効性の確保に必要なパフォーマンスを示す指標（以下「PI(Performance Indicator)」という。）、並びに判断基準及び方法を明確にする。このPIには、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含める。
 - d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報を利用できる体制を確保する。これには、責任及び権限の明確化を含める。
 - e) これらのプロセスの運用状況を監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。
 - f) これらのプロセスについて、計画の目的を達成するため、かつ、実効性を維持するために必要な処置（プロセスの変更を含む。）をとる。
 - g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合がとれたものにする。
 - h) 原子力安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力安全に与える潜在的な影響と、原子力安全に係る対策がセキュリティに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。
- (6) 組織は、安全文化として目指している状態を含め「健全な安全文化の育成及び維持に

係る基本マニュアル」を定めるとともに、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取り組みを通じて、健全な安全文化を育成し、及び維持する。

- (7) 組織は、業務・原子炉施設に係る要求事項（法令・規制要求事項を含む。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することを決めた場合には、当該プロセスの管理を確実にする。

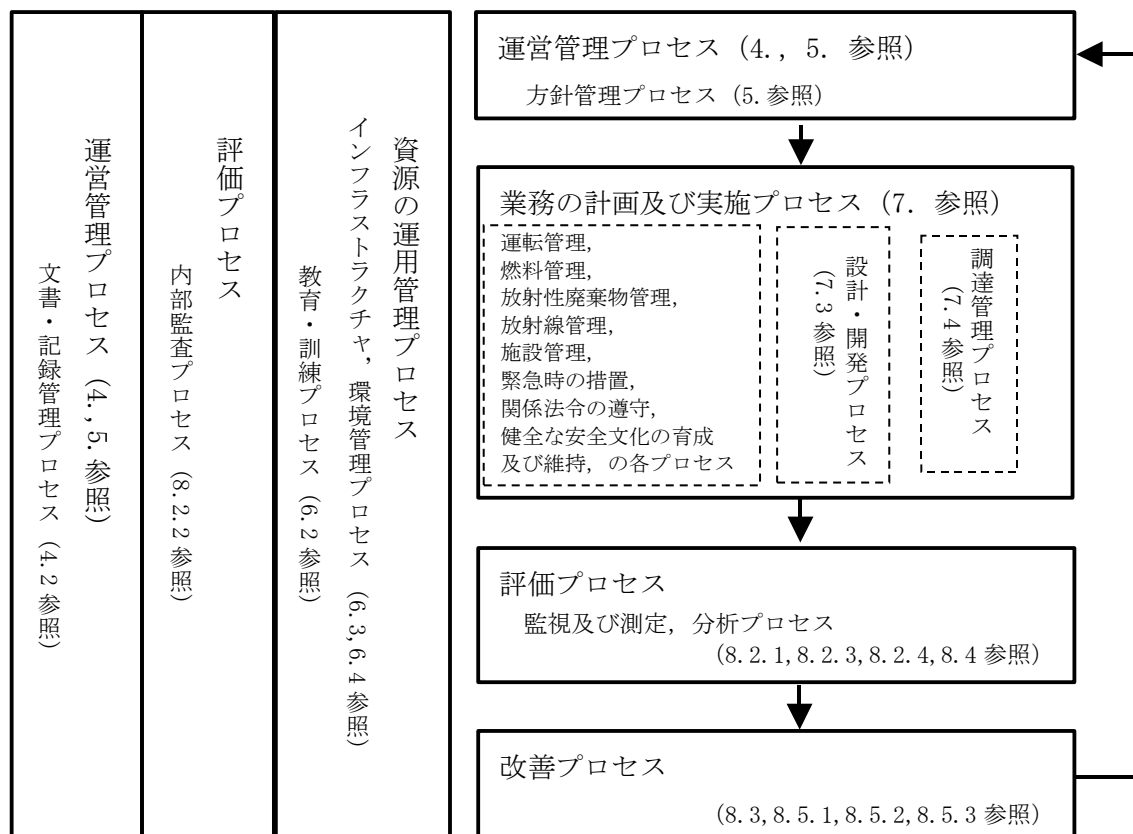


図1. 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係

4.2 文書化に関する要求事項

4.2.1 一般

品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。これらの文書は、保安活動の重要度に応じて作成し、当該文書に規定する事項を実施する。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。

- 品質方針及び品質目標
- 原子力品質保証規程

c) 品質管理基準規則が要求する“手順書等”である以下の文書及び記録

第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	管理箇所
4. 2, 7. 2. 2	4. 2, 7. 2. 2	文書及び記録管理基本マニュアル	原子力安全・統括部
8. 2. 2, 8. 5. 1	8. 2. 2, 8. 5. 1	原子力品質監査基本マニュアル	内部監査室
8. 3, 8. 5. 1, 8. 5. 2, 8. 5. 3	8. 3, 8. 5. 1, 8. 5. 2, 8. 5. 3	不適合管理及び是正処置・未然防止処 置基本マニュアル	原子力安全・統括部

d) 組織内のプロセスの実効的な計画，運用及び管理を確実に実施するために，必要
と決定した文書及び記録

①以下の文書

第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	管理箇所	第 3 条以外の 関連条文
5. 4. 1, 8. 2. 1, 8. 2. 3, 8. 4, 8. 5. 1	5. 4. 1, 8. 2. 1, 8. 2. 3, 8. 4, 8. 5. 1	セルフアセスメント 実施基本マニュアル	原 子 力 安 全・統括部	第 17 条の 3, 第 17 条の 4
5. 4. 2	5. 4. 2	原子力リスク管理基 本マニュアル	原 子 力 安 全・統括部	—
5. 4. 2, 7. 1	5. 4. 2, 7. 1	変更管理基本マニユ アル	原 子 力 安 全・統括部	—
5. 5. 4	5. 5. 4	保安管理基本マニユ アル	原子力運 営 管理部	第 6 条～第 9 条の 3, 第 17 条の 7
5. 6, 8. 5. 1	5. 6, 8. 5. 1	マネジメントレビュ ー実施基本マニユア ル	原 子 力 安 全・統括部	—
6. 2	6. 2	教育及び訓練基本マ ニュアル	原子力人財 育成センタ ー	第 17 条～第 17 条の 5, 第 17 条の 7, 第 17 条の 8, 第 118 条～第 120 条
6. 3, 6. 4, 7. 1, 7. 2. 1, 7. 5, 7. 6	6. 3, 6. 4, 7. 1, 7. 2. 1, 7. 5, 7. 6	運転管理基本マニユ アル	原子力運 営 管理部	第 7 条, 第 11 条の 2, 第 12 条～第 78 条, 第 84 条, 第 88 条, 第 95 条, 第 96 条, 第 108 条～第 117 条, 第 120 条, 第 121 条

第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	管理箇所	第3条以外の 関連条文
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	燃料管理基本マニュアル	原子力運営 管理部	第19条～第23条, 第25条～第27条, 第55条, 第56条, 第69条, 第72条, 第79条～第86条, 第104 条, 第105条, 第120条
		放射性廃棄物管理基 本マニュアル	原子力運営 管理部	第17条の7, 第88条, 第88 条の2, 第89条, 第90条, 第120条, 第121条
		放射線管理基本マニ ュアル	原子力運営 管理部	第17条の7, 第79条, 第86 条, 第88条, 第88条の3, 第90条, 第93条～第106条, 第118条～第121条
		施設管理基本マニユ アル	原子力運営 管理部	第17条～第17条の4, 第91 条, 第103条, 第107条～ 第107条の6, 第120条
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	法令等の遵守に係る 活動基本マニュアル	原子力安 全・統括部	第2条の2
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	健全な安全文化の育 成及び維持に係る基 本マニュアル	原子力安 全・統括部	—
7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	外部コミュニケーション 基本マニュアル	原子力運営 管理部	—
7.3	7.3	設計管理基本マニユ アル	原子力設備 管理部	第17条の2～第17条の 4, 第107条の2
7.4	7.4	調達管理基本マニユ アル	原子力設備 管理部	第17条
		原子燃料調達基本マ ニュアル	原子燃料サ イクル部	—

第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	管理箇所	第3条以外の 関連条文
8.2.4	8.2.4	使用前事業者検査等 及び自主検査等基本 マニュアル	原子力運 営 管理部	第19条, 第21条, 第22 条, 第24条, 第27条, 第30条, 第32条, 第39 条, 第42条～第44条, 第47条, 第49条～第53 条, 第57条, 第59条, 第62条, 第66条, 第79 条, 第81条, 第84条, 第86条, 第88条, 第104 条, 第105条, 第107条, 第107条の4, 第107条 の5, 第120条
		運転管理基本マニユ アル	原子力運 営 管理部	第21条, 第24条, 第27 条, 第39条, 第51条～ 第53条, 第58条～第61 条, 第66条, 第67条, 第84条, 第120条

- ②発電所品質保証計画書
- ③要領, 要項, 手引等の手順書
- ④部門作成文書
- ⑤外部文書
- ⑥上記①②③④⑤で規定する記録

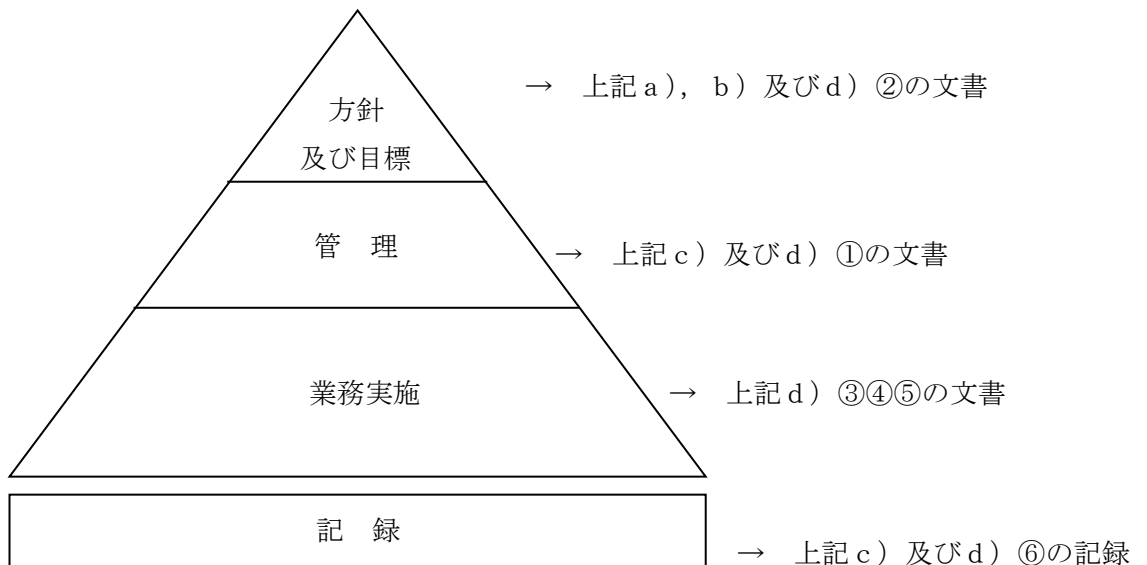


図2. 品質マネジメントシステム文書体系図

4.2.2 品質マニュアル

- (1) 組織は、品質マニュアルとして本品質マネジメントシステム計画に定める要求事項を含む「原子力品質保証規程」を作成し、維持する。制定・改訂権限者は社長とする。
- (2) 「原子力品質保証規程」には、次の事項を含める。
 - a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項
 - b) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項
 - c) 品質マネジメントシステムの適用範囲
 - d) 品質マネジメントシステムについて確立された“手順書等”又はそれらを参照できる情報
 - e) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係

4.2.3 文書管理

- (1) 組織は、品質マネジメントシステムに必要な文書を、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。これには次の事項を含める。
 - a) 組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止
 - b) 文書の組織外への流出等の防止
 - c) 4.2.1 c) 及び d) ①の文書の制定及び改訂に係るレビューの結果、当該レビューの結果に基づき講じた処置並びに当該制定及び改訂を承認した者に関する情報の維持また、記録は、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。
- (2) 組織の要員が判断及び決定に当たり適切な文書を利用できるように、次の活動に必要な管理を「文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。これには、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含める。
 - a) 発行前に、文書の妥当性をレビューし、承認する。
 - b) 文書の改訂の必要性についてレビューする。また、改訂に当たっては、a) と同様にその妥当性をレビューし、承認する。
 - c) a) 及び b) のレビューを行う際には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。
 - d) 文書の変更の識別及び最新の改訂状況の識別を確実にする。
 - e) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用しやすい状態にあることを確実にする。
 - f) 文書は、読みやすくかつ容易に内容を把握することができるようにする。
 - g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。
 - h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを保持する場合には、

その目的にかかわらず、これを識別し管理する。

4.2.4 記録の管理

- (1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にし、保安活動の重要度に応じて管理する。
- (2) 記録は、読みやすく、容易に内容を把握することができるとともに、識別可能かつ検索可能なように作成する。
- (3) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。

5. 経営責任者等の責任

5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ

社長は、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立及び実施させるとともに、その実効性の維持及び継続的な改善を、次の業務を行うことによって実証する。

- a) 品質方針を設定する。
- b) 品質目標が設定されることを確実にする。
- c) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすることを確実にする。
- d) マネジメントレビューを実施する。
- e) 資源が使用できることを確実にする。
- f) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全を確保することの重要性を組織内に周知する。
- g) 担当する業務について理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。
- h) すべての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。

5.2 原子力安全の確保の重視

社長は、組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合し（7.2.1及び8.2.1参照）、かつ、原子力安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。

5.3 品質方針

社長は、品質方針（健全な安全文化の育成及び維持に関するものを含む。）について、次の事項を確実にする。

なお、健全な安全文化の育成及び維持に関するものは、技術的、人的及び組織的な要因並びにそれらの相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすことを考慮し、組織全体の安

全文化のあるべき姿を目指して設定する。

- a) 組織の目的及び状況に対して適切である。
- b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善に対するコミットメントを含む。
- c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。
- d) 組織全体に伝達され、理解される。
- e) 適切性の持続のためにレビューされる。
- f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。

5.4 計画

5.4.1 品質目標

- (1) 社長は、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7.1 (3) b) 参照）が設定されることを確実にする。

また、品質目標には、達成するための計画として次の事項を含める。

- a) 実施事項
- b) 必要な資源
- c) 責任者
- d) 実施事項の完了時期
- e) 結果の評価方法

- (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。

5.4.2 品質マネジメントシステムの計画

- (1) 社長は、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が、4.1に規定する要求事項を満たすように策定されていることを確実にする。

- (2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、実施される場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合が取れているようにするために、「変更管理基本マニュアル」に基づき管理することを確実にする。この変更には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じうる軽微な変更を含む。）を含める。

品質マネジメントシステムの変更の計画、実施に当たっては、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。

- a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（組織の活動として実施する、当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）
- b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持

- c) 資源の利用可能性
 - d) 責任及び権限の割り当て
- (3) 社長は、「原子力リスク管理基本マニュアル」に基づき、リスク情報が活用され、品質マネジメントシステムの実効性が継続的に改善されていることを確実にする。

5.5 責任、権限及びコミュニケーション

5.5.1 責任及び権限

社長は、全社規程である「職制および職務権限規程」を踏まえ、責任（担当業務に応じて組織の内外に対し業務の内容について説明する責任を含む。）及び権限が第5条（保安に関する職務）、第9条（原子炉主任技術者の職務等）及び第9条の2（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等）に定められ、また、部門相互間の業務の手順が文書化され、組織全体に周知されるとともに、関係する要員が責任を持って業務を遂行できることを確実にする。また、社長は第4条（保安に関する組織）に定める組織以外の全社組織による、「職制および職務権限規程」に基づく保安活動への支援を確実にする。

5.5.2 管理責任者

- (1) 社長は、内部監査室長及び原子力・立地本部長を管理責任者に任命し、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限を与える。
- (2) 内部監査室長の管理責任者としての責任及び権限
 - a) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び、その実効性を維持することを確実にする。
 - b) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムの運用状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。
 - c) 内部監査プロセスを通じて、健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、組織全体にわたって、原子力安全の確保についての認識を高めることを確実にする。
 - d) 内部監査プロセスを通じて、組織全体にわたって、法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。
- (3) 原子力・立地本部長の管理責任者としての責任及び権限
 - a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス（内部監査プロセスを除く。）の確立、実施及び、その実効性を維持することを確実にする。
 - b) 品質マネジメントシステム（内部監査プロセスを除く。）の運用状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。
 - c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、組織全体（内部監査室を除く。）にわたって、原子力安全の確保についての認識を高めることを確実にする。
 - d) 組織全体（内部監査室を除く。）にわたって、法令・規制要求事項を遵守すること

を確実にする。

5.5.3 管理者

- (1) 社長は、第5条に示す管理者（社長及び管理責任者を除く。）に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。
 - a) プロセスが確立され、実施されるとともに、実効性を維持する。
 - b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。
 - c) 業務の実施状況について評価する（5.4.1及び8.2.3参照）。
 - d) 健全な安全文化を育成し、及び維持する。
 - e) 法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。
- (2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、以下の事項を確実に実施する。
 - a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視及び測定する。
 - b) 要員が原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取り組みを積極的に行えるようにする。
 - c) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。
 - d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。
 - e) 要員が、積極的に業務の改善に対して貢献できるようにする。
- (3) 管理者は、所掌する業務に関する自己評価をあらかじめ定められた間隔で実施する。この自己評価には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含める。

5.5.4 内部コミュニケーション

社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの実効性に関しての情報交換が行われることを確実にする。

5.6 マネジメントレビュー

5.6.1 一般

- (1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切かつ妥当であること及び実効性が維持されていることを評価するために、「マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。なお、

必要に応じて随時実施する。

- (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。
- (3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。

5.6.2 マネジメントレビューへのインプット

マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。

- a) 内部監査の結果
- b) 原子力安全の達成に関する外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）を受けた場合の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）
- c) プロセスの運用状況
- d) 使用前事業者検査等及び自主検査等の結果
- e) 品質目標の達成状況
- f) 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取り組みの状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）
- g) 法令・規制要求事項の遵守状況
- h) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）
- i) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ
- j) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更
- k) 改善のための提案
- l) 資源の妥当性
- m) 保安活動の改善のためにとった措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内部及び外部の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性

5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット

- (1) マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。
 - a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの実効性の維持に必要な改善
 - b) 業務の計画及び実施に係る改善
 - c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のための資源の必要性
 - d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）

e) 法令・規制要求事項の遵守に関する改善

6. 資源の運用管理

6.1 資源の提供

組織は、原子力安全を確実なものにするために必要な人的資源、インフラストラクチャ、作業環境及びその他必要な資源を明確にし、確保し、提供する。

6.2 人的資源

6.2.1 一般

組織は、業務の実施に必要な技能及び経験を有し、力量のある者を要員に充てる。この力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含める。

6.2.2 力量、教育・訓練及び認識

組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次の事項を「教育及び訓練基本マニュアル」に従って実施する。

- a) 要員に必要な力量を明確にする。
- b) 要員の力量を確保するために、教育・訓練を行うか、又は他の処置（必要な力量を有する要員を新たに配属又は採用することを含む。）をとる。
- c) 教育・訓練又は他の処置の実効性を評価する。
- d) 要員が、原子力安全に対する自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。
- e) 力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録を維持する（4.2.4 参照）。

6.3 インフラストラクチャ

組織は、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャを関連するマニュアル等にて明確にし、提供し、維持する。

6.4 作業環境

組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を関連するマニュアル等にて明確にし、運営管理する。この作業環境は、作業場所の放射線量を基本とし、異物管理や火気管理等の作業安全に関する事項及び温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含める。

7. 業務に関する計画の策定及び業務の実施

7.1 業務の計画

- (1) 組織は、保安活動に必要な業務のプロセスの計画を策定し、運転管理（緊急時の措置含む。）、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、法令等の遵守、健全な安全文化の育成及び維持の各基本マニュアルに定める。また、各基本マニュアルに基づき、業務に必要なプロセスを計画し、構築する。この計画の策定においては、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（4.1(2) c) 参照）を考慮する。
- (2) 業務の計画（計画を変更する場合を含む。）は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる（4.1(5)g) 参照）。
- (3) 組織は、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じうるプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む業務の計画の策定及び変更に当たって、次の各事項について適切に明確化する。
 - a) 業務の計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果（5.4.2(2)a) と同じ。）
 - b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項
 - c) 業務・原子炉施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性
 - d) その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、使用前事業者検査等及び自主検査等、並びにこれらの合否判定基準
 - e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4 参照）
- (4) この業務の計画のアウトプットは、組織の運営方法に適したものとする。

7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス

7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化

組織は、次の事項を「業務の計画」（7.1 参照）において明確にする。

- a) 明示されていないが、業務・原子炉施設に不可欠な要求事項
- b) 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項
- c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて

7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー

- (1) 組織は、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。
- (2) レビューでは、次の事項を確実にする。
 - a) 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。
 - b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。

- c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。
- (3) このレビューの結果の記録，及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する（4.2.4参照）。
- (4) 業務・原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には，組織はその要求事項を適用する前に確認する。
- (5) 業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には，組織は，関連する文書を改訂する。また，変更後の要求事項が，関連する要員に理解されていることを確実にする。

7.2.3 外部とのコミュニケーション

組織は，原子力安全に関して組織の外部の者とのコミュニケーションを図るため，以下の事項を含む実効性のある方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし，実施する。

- a) 組織の外部の者と効果的に連絡をとり，適切に情報を通知する方法
- b) 予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法
- c) 原子力安全に関連する必要な情報を組織の外部の者へ確実に提供する方法
- d) 原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し，意思決定において適切に考慮する方法

7.3 設計・開発

組織は，原子炉施設を対象として，「設計管理基本マニュアル」に基づき設計・開発の管理を実施する。

7.3.1 設計・開発の計画

- (1) 組織は，原子炉施設の設計・開発の計画を策定し，管理する。この設計・開発は，設備，施設，ソフトウェアの設計・開発並びに原子力安全のために重要な手順書等の新規規定及び重要な変更を対象とする。また，計画には，不適合及び予期せぬ事象の発生を未然に防止するための活動（4.1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。）を含める。
- (2) 設計・開発の計画において，組織は次の事項を明確にする。
 - a) 設計・開発の性質，期間及び複雑さの程度
 - b) 設計・開発の段階
 - c) 設計・開発の各段階に適したレビュー，検証及び妥当性確認並びに管理体制
 - d) 設計・開発に関する責任（説明責任を含む。）及び権限
 - e) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源
- (3) 組織は，実効的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために，設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。

- (4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。

7.3.2 設計・開発へのインプット

- (1) 業務・原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する（4.2.4 参照）。インプットには次の事項を含める。
 - a) 機能及び性能に関する要求事項
 - b) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報
 - c) 適用される法令・規制要求事項
 - d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項
- (2) 業務・原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい（曖昧）でなく、相反することがないようにする。

7.3.3 設計・開発からのアウトプット

- (1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、承認する。
- (2) 設計・開発からのアウトプットは次の状態とする。
 - a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。
 - b) 調達、業務の実施及び原子炉施設の使用に対して適切な情報を提供する。
 - c) 関係する使用前事業者検査等及び自主検査等の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。
 - d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。

7.3.4 設計・開発のレビュー

- (1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに（7.3.1 参照）体系的なレビューを行う。
 - a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。
 - b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。
- (2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。

7.3.5 設計・開発の検証

- (1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに（7.3.1 参照）、プ

プロセスの次の段階に移行する前に検証を実施する。この検証の結果の記録，及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。

- (2) 設計・開発の検証は，原設計者以外の者又はグループが実施する。

7.3.6 設計・開発の妥当性確認

- (1) 結果として得られる業務・原子炉施設が，指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために，計画した方法（7.3.1 参照）に従って，設計・開発の妥当性確認を実施する。この妥当性確認は，原子炉施設の設置後でなければ実施することができない場合は，当該原子炉施設の使用を開始する前に実施する。
- (2) 実行可能な場合にはいつでも，業務の実施及び原子炉施設の使用の前に，妥当性確認を完了する。
- (3) 妥当性確認の結果の記録，及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。

7.3.7 設計・開発の変更管理

- (1) 設計・開発の変更を明確にし，記録を維持する（4.2.4 参照）。
- (2) 変更に対して，レビュー，検証及び妥当性確認を適切に行い，その変更を実施する前に承認する。
- (3) 設計・開発の変更のレビューには，その変更が，当該の原子炉施設を構成する要素（材料又は部品）及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を含める。
- (4) 変更のレビュー，検証及び妥当性確認の結果の記録，及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。

7.4 調達

組織は，「調達管理基本マニュアル」及び「原子燃料調達基本マニュアル」に基づき調達を実施する。

7.4.1 調達プロセス

- (1) 組織は，規定された調達要求事項に，調達製品が適合することを確実にする。
- (2) 保安活動の重要度に応じて，供給者及び調達製品に対する管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に，業務委託の範囲を明確に定めることを含む。）を定める。この場合，一般産業用工業品については，評価に必要な情報を供給者等から入手し，当該一般産業用工業品が原子炉施設として使用できることを確認できるように，管理の方法及び程度を定める。
- (3) 組織は，供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として，供給者を評価し，選定する。選定，評価及び再評価の基準を定める。

- (4) 評価の結果の記録，及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。
- (5) 組織は，適切な調達の実施に必要な事項（調達製品の調達後における，維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者等と共有する場合に必要な措置に関する方法を含む。）を定める。

7.4.2 調達要求事項

- (1) 組織は，調達製品に関する要求事項を明確にし，次の事項のうち該当する事項を含める。
 - a) 製品，業務の手順及びプロセス並びに設備の承認に関する要求事項
 - b) 要員の力量に関する要求事項
 - c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項
 - d) 不適合の報告（偽造品，不正品等の報告を含む。）及び処理に関する要求事項
 - e) 健全な安全文化を育成し，及び維持するために必要な要求事項
 - f) 一般産業用工業品を原子炉施設に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
 - g) その他調達製品に必要な要求事項
- (2) 組織は，供給者の工場等で使用前事業者検査等及び自主検査等又はその他の業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関することを調達要求事項に含める。
- (3) 組織は，供給者に伝達する前に，規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。
- (4) 組織は，調達製品を受領する場合には，調達製品の供給者に対し，調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

7.4.3 調達製品の検証

- (1) 組織は，調達製品が，規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために，必要な検証方法を定めて，実施する。
- (2) 組織は，供給者先で検証を実施することにした場合には，その検証の要領及び調達製品の供給者からの出荷の可否の決定の方法を調達要求事項の中で明確にする。

7.5 業務の実施

7.5.1 業務の管理

組織は，「業務の計画」（7.1 参照）に基づき，管理された状態で業務を実施する。管理された状態には，次の事項のうち該当するものを含める。

- a) 以下の事項を含む原子炉施設の保安のために必要な情報が利用できる。
 - i. 保安のために使用する機器等又は実施する業務の特性

- ii. 当該機器等の使用又は業務の実施により達成すべき結果
- b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。
- c) 適切な設備を使用している。
- d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。
- e) 監視及び測定が実施されている。
- f) プロセスの次の段階に進むことの承認が実施されている。

7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認

- (1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不適合その他の事象が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。
- (2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。
- (3) 妥当性確認の結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。
- (4) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。
 - a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準
 - b) 設備の承認及び要員の力量の確認
 - c) 所定の方法及び手順の適用
 - d) 妥当性の再確認（対象となるプロセスを変更した場合の再確認及び一定時間経過した後に行う定期的な再確認を含む。）

7.5.3 識別及びトレーサビリティ

- (1) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・原子炉施設を識別し管理する。
- (2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・原子炉施設の状態を識別し管理する。
- (3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する（4.2.4 参照）。

7.5.4 組織の外部の者の所有物

組織は、組織の外部の者の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する（4.2.4 参照）。

7.5.5 調達製品の管理

組織は、関連するマニュアル等に基づき、調達製品の検証後、受入から据付（使用）までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を管理する。この管理には、識別、

取扱い，包装，保管及び保護を含める。また，取替品，予備品にも適用する。

7.6 監視機器及び測定機器の管理

- (1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために，組織は，実施すべき監視及び測定並びに，そのために必要な監視機器及び測定機器を関連するマニュアル等に定める。
- (2) 組織は，監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立し，関連するマニュアル等に定める。
- (3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には，測定機器に関し，「施設管理基本マニュアル」に基づき，次の事項を満たす。
 - a) 定められた間隔又は使用前に，国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証，又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には，校正又は検証に用いた基準を記録する（4.2.4 参照）。
 - b) 校正の状態を明確にするために識別を行う。
 - c) 機器の調整をする，又は必要に応じて再調整する。
 - d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。
 - e) 取扱い，保守及び保管において，損傷及び劣化しないように保護する。
- (4) 測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には，組織は，その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し，記録する（4.2.4 参照）。組織は，その機器，及び影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して，適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。
- (5) 規定要求事項にかかわる監視及び測定にソフトウェアを使う場合には，そのソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は，最初に使用するのに先立って実施する。また，必要に応じて再確認する。

8. 評価及び改善

8.1 監視及び測定，分析，評価及び改善

- (1) 組織は，次の事項のために必要となる監視，測定，分析，評価及び改善のプロセスを計画し，実施する。
 - a) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。
 - b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。
 - c) 品質マネジメントシステムのパフォーマンス及び実効性を継続的に改善する。
このプロセスには，取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め，組織が当該改善の必要性，方針，方法等について検討するプロセスを含める。
- (2) これには，統計的手法を含め，適用可能な方法，及びその使用の程度を決定することを含める。

(3) 監視及び測定の結果は、要員が容易に取得し、利用できるようにする。

8.2 監視及び測定

8.2.1 組織の外部の者の意見

組織は、品質マネジメントシステムの監視及び測定の一環として、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を把握する。この情報の入手及び使用の方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」及び「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に定める。

8.2.2 内部監査

- (1) 組織のうち客観的な評価を行う部門は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で「原子力品質監査基本マニュアル」に基づき内部監査を実施する。
 - a) 品質マネジメントシステムが、本品質マネジメントシステム計画の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。
 - b) 品質マネジメントシステムが実効的に実施され、維持されているか。
- (2) 組織は、監査の対象となる部門、業務、プロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して監査プログラムを策定し、実施するとともに、監査の実効性を維持する。
- (3) 監査の基準、範囲、頻度、方法及び責任を規定する。
- (4) 監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。
- (5) 監査員又は監査に関わる管理者（社長を除く。）は、自らの業務又は自らの管理下にある業務を監査しない。
- (6) 監査の計画及び実施、結果の報告並びに記録の作成及び管理について、責任及び権限並びに要求事項を「原子力品質監査基本マニュアル」に定める。この責任及び権限には、必要に応じて監査員又は監査を実施した部門が社長に直接報告する権限を含める。
- (7) 監査及びその結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。
- (8) 監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に監査結果を通知する。
- (9) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。組織は、フォローアップとして、とられた処置の検証及び検証結果を報告させる（8.5.2 参照）。

8.2.3 プロセスの監視及び測定

- (1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び適用可能な場合に行う測定

には、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、適切な方法を適用する。監視及び測定の対象には、業務・原子炉施設に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。

- a) 監視及び測定の実施時期
 - b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法並びにその時期
- (2) 監視及び測定の実施に際しては、保安活動の重要度に応じて、PI を用いる (4.1(5)c 参照)。
- (3) これらの方法は、プロセスが品質マネジメントシステムの計画 (5.4.2(1)参照) 及び業務の計画 (7.1(1)参照) で定めた結果を得ることができることを実証するものとする。
- (4) 組織は、監視及び測定の結果に基づき、業務の改善のために、必要な措置をとる。
- (5) 計画どおりの結果が達成できない又はできないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切に修正及び是正処置をとる。

8.2.4 機器等の検査等

- (1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル」及び「運転管理基本マニュアル」に基づき、業務の計画 (7.1 参照) に従って、適切な段階で使用前事業者検査等及び自主検査等を実施する。
- (2) 使用前事業者検査等及び自主検査等の合否判定基準への適合の証拠 (必要に応じ、使用した試験体、測定機器等に関する記録を含める。) を維持する (4.2.4 参照)。
- (3) プロセスの次の段階に進むことを承認した人を記録する (4.2.4 参照)。
- (4) 業務の計画 (7.1 参照) で決めた使用前事業者検査等及び自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該の権限をもつ者が計画に定める手順により承認したときは、この限りではない。
- (5) 保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等及び自主検査等の独立性を確保する。この場合、対象となる原子炉施設を所管する部門とは異なる部門に属する要員とすることその他の方法により、中立性及び信頼性が損なわれないようにする (自主検査等においては必要に応じるものとする)。

8.3 不適合管理

- (1) 組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。
- (2) 不適合の処理に関する管理 (不適合を関連する管理者に報告することを含む。) 並びにそれに関連する責任及び権限を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニ

ュアル」に規定する。

- (3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。
 - a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。
 - b) 当該の権限をもつ者が、原子力安全に及ぼす影響を評価した上で、特別採用によって、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う。
 - c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置（廃棄を含む。）をとる。
 - d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。
- (4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための検証を行う。
- (5) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する（4.2.4 参照）。
- (6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、「トラブル等の報告マニュアル」に定める公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。

8.4 データの分析及び評価

- (1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び実効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの実効性の継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。
- (2) データの分析及びこれに基づく評価によって、次の事項に関連する情報を提供する。
 - a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめの傾向及び特徴その他分析により得られる知見（8.2.1 参照）
 - b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性（8.2.3 及び 8.2.4 参照）
 - c) 是正処置を行う端緒となるものを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向（8.2.3 及び 8.2.4 参照）
 - d) 供給者の能力（7.4 参照）

8.5 改善

8.5.1 継続的改善

組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるために必要な変更を行い、継続的に改善する。

8.5.2 是正処置等

- (1) 組織は、不適合その他の事象の再発防止のため、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、速やかに原因を除去する処置をとる。
- (2) 是正処置は、検出された不適合その他の事象の原子力安全に及ぼす影響に応じたものとし、次に定めるところにより速やかに実施する。
 - a) 是正処置の必要性を、次に定めるところにより評価する。
 - i. 不適合その他の事象のレビュー及び分析。これには以下の事項を含める。
 - ①情報の収集、整理
 - ②技術的、人的及び組織的側面等の考慮
 - ii. 当該不適合の原因の特定。これには、必要に応じて以下の事項を含める。
 - ①日常業務のマネジメント
 - ②安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係の整理
 - iii. 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化。
 - b) 必要な処置を決定し実施する。
 - c) とったすべての是正処置の実効性をレビューする。
 - d) 必要な場合には、計画策定段階で決定した業務・原子炉施設に係る改善のためにとった措置（5.6.2 m）と同じ。）を変更する。
 - e) 必要な場合には、品質マネジメントシステムを変更する。
 - f) 原子力安全に対する影響が大きい不適合（単独の事象では影響が小さくても、繰り返し同様の事象が発生することにより原子力安全に及ぼす影響が増大するおそれのあるものを含む。）については、根本的な原因の分析に関する事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定し、実施する。
 - g) とったすべての処置の結果を記録し、これを維持する（4.2.4 参照）。
- (3) (1) 及び(2) に示す事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定する。
- (4) 組織は、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な是正処置をとる。

8.5.3 未然防止処置

- (1) 組織は、起こり得る不適合（他の原子炉施設及びその他の施設における不適合その他の事象が、自らの施設で起こる可能性について分析し特定した問題を含む。）が発生することを防止するために、他の原子炉施設及びその他の施設から得られた運転経験等の知見（BWR 事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。）の活用を含め、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、

適切な未然防止処置を講じる。この活用には、保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者等と共有することを含む。

- (2) 未然防止処置は、起こり得る不適合の重要性に応じたものとし、次に定めるところにより実施する。
 - a) 起こり得る不適合及びその原因を調査する。
 - b) 未然防止処置の必要性を評価する。
 - c) 必要な未然防止処置を決定及び実施する。
 - d) とったすべての未然防止処置の実効性をレビューする。
 - e) とったすべての処置の結果を記録し、これを維持する（4.2.4 参照）。
- (3) (1) 及び(2) に示す事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定する。

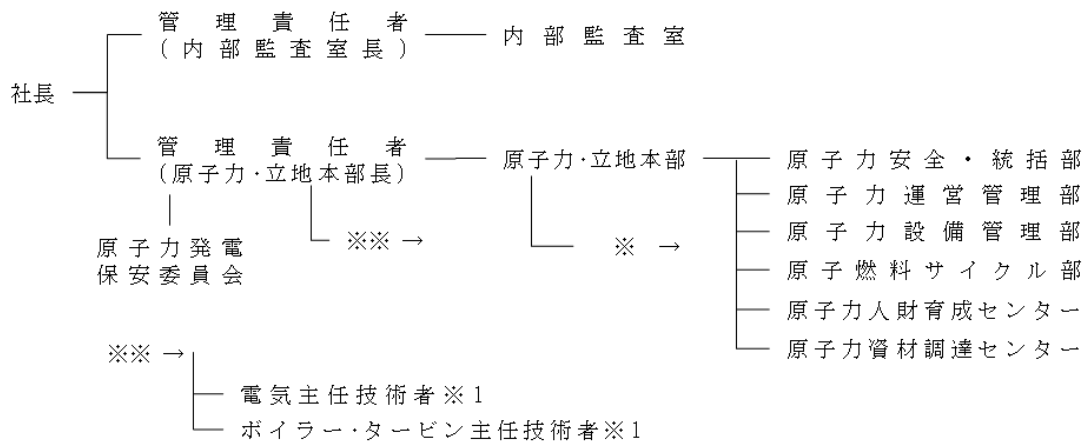
第3章 保安管理体制

(保安に関する組織)

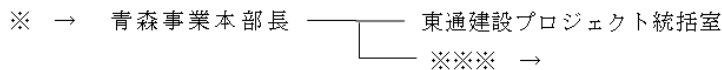
第4条

発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。

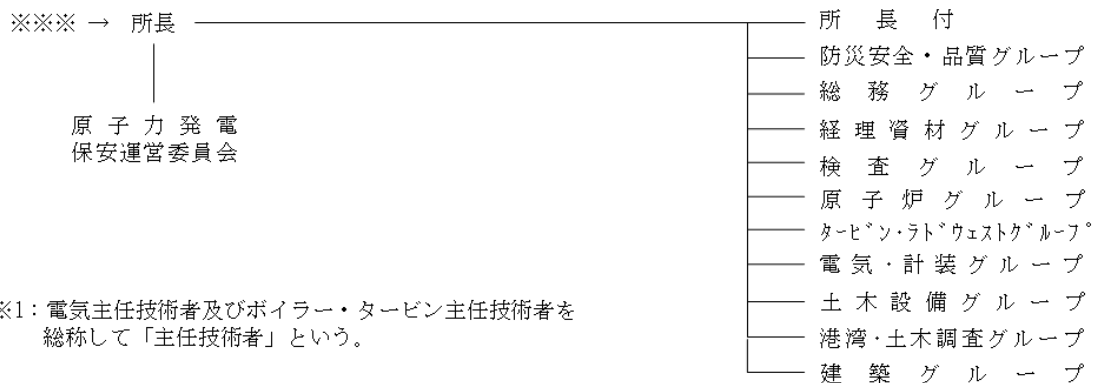
【本社】



【青森事業本部】



【東通原子力発電所】



※1：電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を総称して「主任技術者」という。

図4 発電所の保安に関する組織

(保安に関する職務)

第5条

保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。

- (1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織から適宜報告を求め、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。
- (2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室に限る。）。
- (3) 内部監査室は、品質保証活動の監査を行う。
- (4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、原子力人材育成センター、原子力資材調達センターの長、青森事業本部長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。
- (5) 原子力安全・統括部は、管理責任者を補佐し、原子力・立地本部における安全・品質の管理及び要員の計画、管理に関する業務を行う（自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。）。
- (6) 原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び施設管理に関する業務（原子力設備管理部所管業務を除く。）を行う。
- (7) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う（自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。）。
- (8) 原子力人材育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。
- (9) 原子力資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。
- (10) 青森事業本部長は、原子力・立地本部長を補佐し、所長が行う建設に関する業務を統括するとともに、東通原子力発電所建設プロジェクトのエンジニアリング業務を統括管理する。
- (11) 東通建設プロジェクト統括室は、東通原子力発電所建設における工事の計画及び設計管理に関する業務を行う。

2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。

- (1) 所長は、青森事業本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その

際には主任技術者の意見を尊重する。

- (2) 所長付は、変更管理の体系及びリスク管理の総括に関する業務を行う。
- (3) 防災安全・品質グループは、品質保証体系の総括、不適合情報、運転経験情報等の分析・評価・活用に関する業務を行う。
- (4) 総務グループは、要員の計画に関する業務を行う。
- (5) 経理資材グループは、調達に関する業務を行う。
- (6) 検査グループは、事業者検査の総括に関する業務を行う。
- (7) 原子炉グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る施設管理に関する業務を行う。
- (8) タービン・ラドウェストグループは、原子炉施設のうちタービン設備及び廃棄物処理設備に係る施設管理に関する業務を行う。
- (9) 電気・計装グループは、原子炉施設のうち電気設備及び計測制御設備に係る施設管理に関する業務を行う。
- (10) 土木設備グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る施設管理に関する業務を行う。
- (11) 港湾・土木調査グループは、原子炉施設のうち港湾設備に係る施設管理に関する業務を行う。
- (12) 建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る施設管理に関する業務を行う。
- (13) 発電所各グループは、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。

3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。

- (1) 本社各部長（青森事業本部長，原子力人財育成センター所長及び原子力資材調達センター所長を含む。）は，原子力・立地本部長を補佐し，第4条の定めのとおり，当該部が所管するグループ等の業務を統括管理する。
- (2) 各グループマネージャー（以下「各GM」といい，グループマネージャー相当の職位を含む。）は，グループ員（所長付要員を含む。）を指示・指導し，所管する業務を遂行するとともに，所管業務に基づき緊急時の措置，保安教育並びに記録及び報告を行う。
- (3) グループ員（所長付要員を含む。）は，GMの指示・指導に従い，業務を遂行する。

（原子力発電保安委員会）

第6条

1. 本社に原子力発電保安委員会（以下「保安委員会」という。）を設置する。
2. 保安委員会は，原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し，確認する。ただし，あらかじめ保安委員会にて定めた事項は，原子力発電保安運営委員会にて審議し，確認する。
 - (1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物，系統及び機器の変更
 - (2) 保安規定の変更

- (3) 保安教育に関する事項
- (4) その他保安委員会で定めた審議事項
- 3. 原子力・立地本部長を委員長とする。
- 4. 保安委員会は、委員長、原子力安全・統括部長、原子力運営管理部長、原子力設備管理部長、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。
- 5. 委員長は、保安上重要な審議結果について、定期的に社長に報告する。

(原子力発電保安運営委員会)

第7条

- 1. 発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。
- 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。
 - (1) 保安管理体制に関する事項
 - (2) 施設管理に関する事項
 - (3) 原子炉施設の改造に関する事項
 - (4) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項
- 3. 所長を委員長とする。
- 4. 運営委員会は、委員長、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。

(原子炉主任技術者の選任)

第8条

(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任)

第8条の2

- 1. 原子力・立地本部長は、電気主任技術者を、第一種電気主任技術者免状を有する者の中から、ボイラー・タービン主任技術者を、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。
- 2. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、特別管理職とし、それぞれ業務に直接係らない者とする。なお、該当者がいない場合は、これに準じる者とする。
- 3. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の代行者は、特別管理職とする。なお、該当者がいない場合は、これに準じる者とする。
- 4. 電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者が職務を遂行できない場合は、それぞれの代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項及び第2項に基づき、改めて電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者を

選任する。

(原子炉主任技術者の職務等)

第9条

(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等)

第9条の2

1. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電工作物※（原子炉施設に限る。）の工事，維持及び運用に関する保安（以下「電気工作物の保安」という。）の監督を誠実に行うことを任務とし，次の職務を遂行する。
 - (1) 電気工作物の保安のための諸計画立案にあたっては，必要に応じて電気工作物の工事，維持及び運用に従事する者に対し指示又は指導・助言する。
 - (2) 電気工作物の保安上必要な場合には，電気工作物の工事，維持及び運用に従事する者へ指示又は指導・助言する。
 - (3) 使用前事業者検査において，あらかじめ定めた区分に従って検査の指導及び監督を行う。
 - (4) 法令に基づき行われる立入検査に立会う。
 - (5) あらかじめ定められた点検すべき記録について，確認を行う。
 - (6) 運営委員会に電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が少なくともそれぞれ1名が必ず出席する。
 - (7) その他，電気工作物の保安の監督に必要な職務を行う。
2. 電気工作物の工事，維持及び運用に従事する者は，電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者がその保安のためにする指示に従う。

※：原子力発電工作物とは，電気事業法第38条に定める事業用電気工作物のうち，電気事業法第106条に定める原子力を原動力とする発電用の電気工作物をいう。

(主任技術者の情報交換)

第9条の3

電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は，意思疎通を図るため，定期的及び必要に応じて相互の職務について情報交換する。

第4章 運転管理

第1節 通則

(構成及び定義)

第11条

(原子炉の運転期間)

第11条の2

(原子炉の運転員の確保)

第12条

(運転管理業務)

第12条の2

(巡視点検)

第13条

(マニュアルの作成)

第14条

(引継)

第15条

(原子炉起動前の確認事項)

第16条

(火災発生時の体制の整備)

第17条

(内部溢水発生時の体制の整備)

第17条の2

(火山影響等発生時の体制の整備)

第17条の3

(その他自然災害発生時等の体制の整備)

第 17 条の 4

(有毒ガス発生時の体制の整備)

第 17 条の 5

(資機材等の整備)

第 17 条の 6

(重大事故等発生時の体制の整備)

第 17 条の 7

(大規模損壊発生時の体制の整備)

第 17 条の 8

(電源機能等喪失時の体制の整備)

第 17 条の 9

第 2 節 運転上の留意事項

(水質管理)

第 18 条

(原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁管理)

第 18 条の 2

第 3 節 運転上の制限

(停止余裕)

第 19 条

(反応度監視)

第 20 条

(制御棒の動作確認)

第 21 条

(制御棒のスクラム機能)

第 22 条

(制御棒の操作)

第 23 条

(ほう酸水注入系)

第 24 条

(原子炉熱的制限値)

第 25 条

(原子炉熱出力及び炉心流量)

第 26 条

(計測及び制御設備)

第 27 条

(原子炉再循環ポンプ)

第 28 条

(主蒸気逃がし安全弁)

第 30 条

(格納容器内の原子炉冷却材漏えい率)

第 31 条

(非常用炉心冷却系等の系統圧力監視)

第 32 条

(原子炉冷却材中のよう素 131 濃度)

第 33 条

(原子炉停止時冷却系その 1)

第 34 条

(原子炉停止時冷却系その2)

第35条

(原子炉停止時冷却系その3)

第36条

(原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)

第37条

(原子炉圧力)

第38条

(非常用炉心冷却系その1)

第39条

(非常用炉心冷却系その2)

第40条

(主蒸気隔離弁)

第42条

(格納容器及び格納容器隔離弁)

第43条

(サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁)

第44条

(サプレッションプールの平均水温)

第45条

(サプレッションプールの水位)

第46条

(可燃性ガス濃度制御系)

第 47 条

(格納容器内の酸素濃度)

第 48 条

(原子炉建屋)

第 49 条

(原子炉建屋給排気隔離弁)

第 50 条

(非常用ガス処理系)

第 51 条

(原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系)

第 52 条

(非常用ディーゼル発電設備冷却系)

第 53 条

(使用済燃料プールの水位及び水温)

第 55 条

(燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位)

第 56 条

(中央制御室非常用換気空調系)

第 57 条

(外部電源)

第 58 条

(非常用ディーゼル発電機その 1)

第 59 条

(非常用ディーゼル発電機その2)

第60条

(非常用ディーゼル発電機燃料油等)

第61条

(直流電源その1)

第62条

(直流電源その2)

第63条

(所内電源系統その1)

第64条

(所内電源系統その2)

第65条

(重大事故等対処設備)

第66条

(原子炉停止中の制御棒1本の引き抜き)

第67条

(単一制御棒駆動機構の取り外し)

第68条

(複数の制御棒引き抜きを伴う検査)

第69条

(原子炉の昇温を伴う検査)

第70条

(原子炉モードスイッチの切替を伴う検査)

第71条

(運転上の制限の確認)

第 72 条

(運転上の制限を満足しない場合)

第 73 条

(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)

第 74 条

(運転上の制限に関する記録)

第 75 条

第 4 節 異常時の措置

(異常発生時の基本的な対応)

第 76 条

(異常時の措置)

第 77 条

(異常収束後の措置)

第 78 条

第5章 燃料管理

(新燃料の運搬)

第79条

(新燃料の貯蔵)

第80条

(燃料の検査)

第81条

(燃料取替実施計画)

第82条

(燃料移動手順)

第83条

(燃料移動)

第84条

(使用済燃料の貯蔵)

第85条

(使用済燃料の運搬)

第86条

第6章 放射性廃棄物管理

(放射性廃棄物管理に係る基本方針)

第87条

(頻度の定義)

第87条の2

(放射性固体廃棄物の管理)

第88条

(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)

第88条の2

(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)

第88条の3

(放射性液体廃棄物の管理)

第89条

(放射性気体廃棄物の管理)

第90条

(放出管理用計測器の管理)

第91条

第7章 放射線管理

(放射線管理に係る基本方針)

第92条

(頻度の定義)

第92条の2

(管理区域の設定及び解除)

第93条

(管理区域内における区域区分)

第94条

(管理区域内における特別措置)

第95条

(管理区域への出入管理)

第96条

(管理区域出入者の遵守事項)

第97条

(保全区域)

第98条

(周辺監視区域)

第99条

(放射線業務従事者の線量管理等)

第100条

(床、壁等の除染)

第101条

(平常時の環境放射線モニタリング)

第 102 条

(外部放射線に係る線量当量率等の測定)

第 102 条の 2

(放射線計測器類の管理)

第 103 条

(管理区域外等への搬出及び運搬)

第 104 条

(発電所外への運搬)

第 105 条

(協力企業の放射線防護)

第 106 条

第 8 章 施設管理

(施設管理計画)

第 107 条

原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。

【施設管理計画】

1. 用語の定義

保全：プラントの運転に関わる設備の機能を確認，維持又は向上させる活動。原子炉施設の安全確保を前提に，電力の供給信頼性を維持するとの観点から設備の重要さ度合いに応じて，効率性，経済性を考慮しながら行われるもので，設計，点検，巡視，工事を含む。

工事：補修，取替え及び改造の総称であり，建設，使用前点検を含む。

作業管理：保全のうち設計を除く点検，巡視，工事等のための作業の管理。

2. 施設管理の実施方針及び施設管理目標

(1) 社長は，原子炉施設の安全確保を最優先として，施設管理の継続的な改善を図るため，施設管理の現状等を踏まえ，施設管理の実施方針を定める。また，12. の施設管理の有効性評価の結果，及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.2 参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。

(2) 組織は，施設管理の実施方針に基づき，施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また，12. の施設管理の有効性評価の結果，及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.2 参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。

3. 保全プログラムの策定

組織は，2. の施設管理目標を達成するため 4. より 11. からなる保全プログラムを策定する。また，12. の施設管理の有効性評価の結果，及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.2 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。

4. 保全対象範囲の策定

組織は，原子炉施設の中から，保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。

(1) 重要度分類指針において，一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備

- (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備
- (3) 原子炉設置（変更）許可申請書及び設計及び工事計画認可申請書で保管又は設置要求があり、許可又は認可を得た設備
- (4) 炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備
- (5) その他自ら定める設備

5. 施設管理の重要度の設定

組織は、4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として設計及び工事に用いる重要度を設定する。

- (1) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。
- (2) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。

6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視

- (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために施設管理目標の中で保全活動管理指標を設定する。
- (2) 組織は、保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。
- (3) 組織は、プラント又は系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。
- (4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。

7. 保全計画の策定

- (1) 組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。
 - a) 設計及び工事の計画（7.1 参照）
 - b) 特別な保全計画（7.2 参照）
- (2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。
 - a) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験
 - b) 使用環境及び設置環境
 - c) 劣化、故障モード

- d) 機器の構造等の設計的知見
- e) 科学的知見

7.1 設計及び工事の計画の策定

- (1) 組織は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器及び構造物の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※1}の要否について確認を行い、その結果を記録する。
- (2) 組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。
- (3) 組織は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査^{※2}並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。
 - a) 事業者検査及び試験等の具体的方法
 - b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準
 - c) 事業者検査及び試験等の実施時期

※1：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第 43 条の 3 の 8（変更の許可及び届出等）、第 43 条の 3 の 9（設計及び工事の計画の認可）、第 43 条の 3 の 10（設計及び工事の計画の届出）及び第 43 条の 3 の 11 第 3 項（使用前事業者検査の確認申請）、並びに電気事業法第 47 条・第 48 条（工事計画）及び第 49 条・第 50 条（使用前検査）に係る手続きをいう。

※2：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第 107 条の 4 による使用前事業者検査をいう（以下、本条において同じ）。

7.2 特別な保全計画の策定

- (1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合など工事期間において一部の設備を長期に使用する場合は、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。
- (2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。
 - a) 点検の具体的方法
 - b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準
 - c) 点検の実施時期

8. 保全の実施

- (1) 組織は、7. で定めた保全計画に従って保全を実施する。
- (2) 組織は、保全の実施にあたって、第107条の2による設計管理及び第107条の3による作業管理を実施する。
- (3) 組織は、保全の結果について記録する。

9. 保全の結果の確認・評価

- (1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期[※]までに確認・評価し、記録する。
- (2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。
- (3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期[※]までに確認・評価し、記録する。

※：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。

10. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置

- (1) 組織は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa)及びb)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下のa)及びb)に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。

- a) 保全を実施した構築物，系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合
 - b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて，定めたプロセスに基づき，保全が実施されていることが確認・評価できない場合
- (2) 組織は，他の原子力施設の運転経験等の知見を基に，自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし，適切な未然防止処置を講じる。
- (3) 組織は，(1)及び(2)の活動を第3条に基づき実施する。

11. 保全の有効性評価

組織は，保全活動から得られた情報等から，保全の有効性を評価し，保全が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。

- (1) 組織は，あらかじめ定めた時期及び内容に基づき，保全の有効性を評価する。なお，保全の有効性評価は，以下の情報を適切に組み合わせて行う。
- a) 保全活動管理指標の監視結果
 - b) 保全データの推移
 - c) トラブルなど運転経験
 - d) 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ
 - e) リスク情報，科学的知見
- (2) 組織は，保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。

12. 施設管理の有効性評価

- (1) 組織は，11. の保全の有効性評価の結果及び 2. の施設管理目標の達成度から，定期的に施設管理の有効性を評価し，施設管理が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。
- (2) 組織は，施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。

13. 構成管理

組織は，施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。

- (1) 設計要件（第3条 7.2.1 に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち，「構築物，系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第107条の2の設計に対する要求事項をいう。）
- (2) 施設構成情報（第3条 4.2.1 に示す文書のうち，「構築物，系統及び機器がどのようなものを示す図書，情報」をいう。）
- (3) 物理的構成（実際の構築物，系統及び機器をいう。）

14. 情報共有

組織は、保全を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR 事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。

(設計管理)

第 107 条の 2

1. 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。
2. 組織は、第 1 項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第 3 条 7.3 に従って実施する。
 - (1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項
 - (2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定及び原子炉設置変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項
 - (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報
 - (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項
3. 本条における設計には、次条に定める作業管理及び第 107 条の 4 に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。

(作業管理)

第 107 条の 3

1. 組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。
2. 組織は、原子炉施設の点検及び設置又は変更の工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。
 - (1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止
 - (2) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取
 - (3) 作業工程の管理
 - (4) 供用開始までの作業対象設備の管理

(使用前事業者検査の実施)

第 107 条の 4

1. 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。

2. 検査GMは、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を検査実施GMとして指名する。
3. 検査実施GMは、自ら検査実施責任者となるか、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査の独立性確保を考慮し、検査実施責任者を指名する。
4. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。
 - (1) 検査の実施体制を構築する。
 - (2) 検査要領書*を定め、それを実施する。
 - (3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。
 - a) 設工認に従って行われたものであること。
 - b) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。
 - (4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a) 及び b) の基準に適合することを最終判断する。

※：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。

- a) 設工認に従って行われたものであること。
 - b) 機能及び性能を確認するために十分な方法
 - c) その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法
5. 検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。
 - (1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。
 - (2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。
 - (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。
 6. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。
 7. 各GMは、第4項及び第5項に係る事項について、次の各号を実施する。
 - (1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。
 - (2) 検査に係る記録の管理を行う。
 - (3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。

(定期事業者検査の実施)

第 107 条の 5

(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)

第 107 条の 6

第9章 緊急時の措置

(原子力防災組織)

第108条

(原子力防災組織の要員)

第109条

(緊急作業従事者の選定)

第109条の2

(原子力防災資機材等)

第110条

(通報経路)

第111条

(緊急時演習)

第112条

(通報)

第113条

(原子力防災態勢の発令)

第114条

(応急措置)

第115条

(緊急時における活動)

第116条

(緊急作業従事者の線量管理等)

第116条の2

(原子力防災態勢の解除)

第 117 条

第 10 章 保安教育

(所員への保安教育)

第 118 条

原子炉施設の管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「保安教育マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。

- (1) 原子力人財育成センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表 118 の実施方針に基づいて作成し、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者及び所長の確認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。
- (2) 原子力人財育成センター所長は、(1) の保安教育実施計画の策定にあたり、第 6 条第 2 項に基づき保安委員会の確認を得る。
- (3) 各 GM は、(1) の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。原子力人財育成センター所長は、年度毎に実施結果を所長及び原子力・立地本部長へ報告する。ただし、各 GM が、定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。
- (4) 原子力人財育成センター所長は、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。

表 1 1 8 所員への保安教育実施方針

保安教育の内容					対象者及び教育時間 ^{※2}	
大分類	中分類 (実用炉規則 第 92 条の内容)	小分類 (項目)	内容	実施時期	技術系所員	事務系所員
入所時に 実施する 教育 ^{※1}	関係法令 及び保安 規定の遵 守に関す ること	原子炉 等規制 法	原子炉等規制法に関連する 法令の概要、並びに関係法令 及び保安規定の遵守に関す ること	入所時 (新規配属 時)	◎ (1.0 時間 以上)	◎ (1.0 時間 以上)
	原子炉施 設の構造、 性能に関 すること	設 備 概 要、主要 系 統 の 機 能	原子炉のしくみ		◎ (0.5 時間 以上)	◎ (0.5 時間 以上)
			原子炉容器等主要機器の構 造に関する事 原子炉冷却系統等主要系統 の機能・性能に関する事		○ (0.5 時間 以上)	×

保安教育の内容					対象者及び教育時間 ^{※2}	
大分類	中分類 (実用炉規則 第92条の内 容)	小分類 (項目)	内容	実施時期	技術系所員	事務系所員
その他反 復教育	関係法令 及び保安 規定の遵 守に關す ること	原子炉 施設保 安規定	保安規定（総則、品質保証、 体制及び評価、保安教育、記 録）の概要、並びに関係法令 及び保安規定の遵守に關す ること	1回/ 10年毎以 上	○ (1.0時間 以上)	○ (1.0時間 以上)
	原子炉施 設の運 転に關 すること	施設管 理	施設管理計画に關すること		○ (1.0時間 以上)	×

※1：各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。

※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎：全員が教育の対象（関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡はあり）

○：業務に関連する者が教育の対象（関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡はあり）

×：教育の対象外

()：合計の教育時間

(協力企業従業員への保安教育)

第119条

第 11 章 記録及び報告

(記録)

第 120 条

1. 組織は、表 120-1、表 120-3 及び表 120-4 に定める保安に関する記録を適正に作成（表 120-1 の 1. の記録を除く。）し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。
2. 各GMは、表 120-2 に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

表 1 2 0 - 1

記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間
1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間
2. 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
3. 保全の結果及びその担当者の氏名	実施の都度	保全を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
4. 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
5. 保全の不適合管理，是正処置，未然防止処置及びその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理，是正処置及び未然防止処置を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
6. 保全の有効性評価，施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針，施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
7. 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間
8. 保安教育の実施日時，項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3 年間

※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており，点検，故障又は消耗品の取替により記録不能な期間を除く

表 1 2 0 - 2

記録 (実用炉規則第 14 条の 3)	記録すべき場合	保存期間
使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間

表 1 2 0 - 3 ※2

記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間
1. 品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書		
第 3 条品質マネジメントシステム計画 4. 2. 1 a) ~ d) に定める文書	変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間
2. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する以下の記録		
(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5 年
(2) 力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録	作成の都度	5 年
(3) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	作成の都度	5 年
(4) 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	作成の都度	5 年
(5) 業務・原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録	作成の都度	5 年
(6) 設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5 年
(7) 設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5 年
(8) 設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5 年
(9) 設計・開発の変更の記録	作成の都度	5 年

記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間
(10) 設計・開発の変更のレビュー，検証及び妥当性確認の結果の記録，及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5 年
(11) 供給者の評価の結果の記録，及び評価によって必要とされた処置があればその記録	作成の都度	5 年
(12) プロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5 年
(13) 業務・原子炉施設に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5 年
(14) 組織の外部の者の所有物に関して，組織が必要と判断した場合の記録	作成の都度	5 年
(15) 校正又は検証に用いた基準の記録	作成の都度	5 年
(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の，従前の測定結果の妥当性評価の記録	作成の都度	5 年
(17) 校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5 年
(18) 内部監査の結果の記録	作成の都度	5 年
(19) 使用前事業者検査等及び自主検査等の合否判定基準への適合の記録	作成の都度	5 年
(20) プロセスの次の段階に進むことを承認した人の記録	作成の都度	5 年
(21) 不適合の内容及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録	作成の都度	5 年
(22) 是正処置の結果の記録	作成の都度	5 年
(23) 未然防止処置の結果の記録	作成の都度	5 年

※2：表 1 2 0 - 1 又は表 1 2 0 - 2 を適用する場合は，本表を適用しない。

表 1 2 0 - 4

記録（原子炉等規制法 附則（平成二九年四月一四日法律第一五号）抄 第 7 条に基づく使用前検査に関する記録）	記録すべき場合	保存期間
使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間

（報告）

第 121 条

附 則

附則（令和__年__日 原規規発第____号）

（施行期日）

第 1 条

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。

（営業運転を開始する前までの経過措置）

第 2 条

営業運転を開始する前まで、本規定について下表のとおり読み替える。

本規定中の用語	読み替え
東通原子力発電所 所長	東通原子力建設所 建設所長

（核燃料物質を原子炉に装荷する前までの経過措置）

第 3 条

核燃料物質を原子炉に装荷する前までは、第 107 条第 6 項を以下のとおり読み替える。

- (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために、施設管理目標の中で設置の工事における保全活動管理指標^{※1}を設定する。
- (2) 組織は、保全活動管理指標の目標値^{※2}を設定する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。
- (3) 組織は、設置の工事着手までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。
- (4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。

※1：設置の工事における保全活動管理指標については、工事の進捗に応じて実施する構築物、系統及び機器の使用前事業者検査が、計画どおりに完了していることを指標として設定する。

※2：設置の工事における保全活動管理指標の目標値については、計画した使用前事業者検査が全て完了し、合格していることとする。

(核燃料物質を原子炉に装荷する前までに定めること)

第4条

本規定の条文について，核燃料物質を原子炉に装荷する前までに設置の工事の各段階において，附則表1に示す事項を定めて，必要な変更を行う。

附則 表1※

保安規定目次		核燃料物質を発電所に搬入する前まで	核燃料物質を原子炉に装荷する前まで
第1章 <総則>			
	第1条 目的	○	○
	第2条 基本方針	○	○
	第2条の2 関係法令及び保安規定の遵守	○	○
第2章 <品質保証>			
	第3条 品質マネジメントシステム計画	○	○
第3章 <保安管理体制>			
	第4条 保安に関する組織	○	○
	第5条 保安に関する職務	○	○
	第6条 原子力発電保安委員会	○	○
	第7条 原子力発電保安運営委員会	○	○
	第8条 原子炉主任技術者の選任	○	○
	第8条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任	○	○
	第9条 原子炉主任技術者の職務等	○	○
	第9条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等	○	○
	第9条の3 主任技術者の情報交換	○	○
第4章 <運転管理>			
第1節 通則	第11条 構成及び定義		○
	第11条の2 原子炉の運転期間		○
	第12条 原子炉の運転員の確保		○
	第12条の2 運転管理業務		○
	第13条 巡視点検		○
	第14条 マニュアルの作成		○
	第15条 引継		○
	第16条 原子炉起動前の確認事項		○
	第17条 火災発生時の体制の整備	○	○
	第17条の2 内部溢水発生時の体制の整備	○	○
	第17条の3 火山影響等発生時の体制の整備		○

保安規定目次		核燃料物質を発電所に搬入する前まで	核燃料物質を原子炉に装荷する前まで
	第17条の4 その他自然災害発生時等の体制の整備	○	○
	第17条の5 有毒ガス発生時の体制の整備	○	○
	第17条の6 資機材等の整備	○	○
	第17条の7 重大事故等発生時の体制の整備		○
	第17条の8 大規模損壊発生時の体制の整備		○
	第17条の9 電源機能等喪失時の体制の整備		○
第2節 運転 上の 留意 事項	第18条 水質管理		○
	第18条の2 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁管理		○
第3節 運転 上の 制限	第19条 停止余裕		○
	第20条 反応度監視		○
	第21条 制御棒の動作確認		○
	第22条 制御棒のスクラム機能		○
	第23条 制御棒の操作		○
	第24条 ほう酸水注入系		○
	第25条 原子炉熱的制限値		○
	第26条 原子炉熱出力及び炉心流量		○
	第27条 計測及び制御設備		○
	第28条 原子炉再循環ポンプ		○
	第30条 主蒸気逃がし安全弁		○
	第31条 格納容器内の原子炉冷却材漏えい率		○
	第32条 非常用炉心冷却系等の系統圧力監視		○
	第33条 原子炉冷却材中のよう素131濃度		○
	第34条 原子炉停止時冷却系その1		○
	第35条 原子炉停止時冷却系その2		○
	第36条 原子炉停止時冷却系その3		○
第37条 原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率		○	
第38条 原子炉圧力		○	
第39条 非常用炉心冷却系その1		○	

保安規定目次		核燃料物質を発電所に搬入する前まで	核燃料物質を原子炉に装荷する前まで
第 40 条	非常用炉心冷却系その 2		○
第 42 条	主蒸気隔離弁		○
第 43 条	格納容器及び原子炉格納容器隔離弁		○
第 44 条	サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁		○
第 45 条	サプレッションプール平均水温		○
第 46 条	サプレッションプールの水位		○
第 47 条	可燃性ガス濃度制御系		○
第 48 条	格納容器内の酸素濃度		○
第 49 条	原子炉建屋		○
第 50 条	原子炉建屋給排気隔離弁		○
第 51 条	非常用ガス処理系		○
第 52 条	原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系		○
第 53 条	非常用ディーゼル発電設備冷却系		○
第 55 条	使用済燃料貯蔵プールの水位及び水温		○
第 56 条	燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位		○
第 57 条	中央制御室非常用換気空調系		○
第 58 条	外部電源		○
第 59 条	非常用ディーゼル発電機その 1		○
第 60 条	非常用ディーゼル発電機その 2		○
第 61 条	非常用ディーゼル発電機燃料油等		○
第 62 条	直流電源その 1		○
第 63 条	直流電源その 2		○
第 64 条	所内電源系統その 1		○
第 65 条	所内電源系統その 2		○
第 66 条	重大事故等対処設備		○
第 67 条	原子炉停止中の制御棒 1 本の引き抜き		○
第 68 条	単一制御棒駆動機構の取り外し		○
第 69 条	複数の制御棒引き抜きを伴う検査		○
第 70 条	原子炉の昇温を伴う検査		○

保安規定目次		核燃料物質を発電所に搬入する前まで	核燃料物質を原子炉に装荷する前まで
	第71条 原子炉モードスイッチの切替を伴う検査		○
	第72条 運転上の制限の確認		○
	第73条 運転上の制限を満足しない場合		○
	第74条 予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合		○
	第75条 運転上の制限に関する記録		○
第4節 異常時の措置	第76条 異常発生時の基本的な対応	○	○
	第77条 異常時の措置		○
	第78条 異常収束後の措置		○
第5章 <燃料管理>			
	第79条 新燃料の運搬	○	○
	第80条 新燃料の貯蔵	○	○
	第81条 燃料の検査		○
	第82条 燃料の取替実施計画		○
	第83条 燃料移動手順		○
	第84条 燃料移動		○
	第85条 使用済燃料の貯蔵		○
	第86条 使用済燃料の運搬		○
第6章 <放射性廃棄物管理>			
	第87条 放射性廃棄物管理に係る基本方針	○	○
	第87条の2 頻度の定義	○	○
	第88条 放射性固体廃棄物の管理	○	○
	第88条の2 放射性廃棄物でない廃棄物の管理	○	○
	第88条の3 事故由来放射性物質の降下物の影響確認	○	○
	第89条 放射性液体廃棄物の管理		○
	第90条 放射性気体廃棄物の管理		○
	第91条 放出管理用計測器の管理		○
第7章 <放射線管理>			
	第92条 放射線管理に係る基本方針	○	○
	第92条の2 頻度の定義	○	○

保安規定目次		核燃料物質を発電所に搬入する前まで	核燃料物質を原子炉に装荷する前まで
	第 93 条 管理区域の設定及び解除	○	○
	第 94 条 管理区域内における区域区分	○	○
	第 95 条 管理区域内における特別措置	○	○
	第 96 条 管理区域への出入管理	○	○
	第 97 条 管理区域出入者の遵守事項	○	○
	第 98 条 保全区域		○
	第 99 条 周辺監視区域	○	○
	第 100 条 放射線業務従事者の線量管理等	○	○
	第 101 条 床、壁等の除染	○	○
	第 102 条 平常時の環境放射線モニタリング	○	○
	第 102 条の 2 外部放射線に係る線量当量率等の測定	○	○
	第 103 条 放射線計測器類の管理	○	○
	第 104 条 管理区域外等への搬出及び運搬	○	○
	第 105 条 発電所外への運搬	○	○
	第 106 条 協力企業の放射線防護	○	○
第 8 章 <施設管理>			
	第 107 条 施設管理計画	○	○
	第 107 条の 2 設計管理	○	○
	第 107 条の 3 作業管理	○	○
	第 107 条の 4 使用前事業者検査の実施	○	○
	第 107 条の 5 定期事業者検査の実施		○
	第 107 条の 6 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針		○
第 9 章 <緊急時の措置>			
	第 108 条 原子力防災組織	○	○
	第 109 条 原子力防災組織の要員	○	○
	第 109 条の 2 緊急作業従事者の選定	○	○
	第 110 条 原子力防災資機材等	○	○
	第 111 条 通報経路	○	○
	第 112 条 緊急時演習	○	○
	第 113 条 通報	○	○

保安規定目次		核燃料物質を発電所に搬入する前まで	核燃料物質を原子炉に装荷する前まで
	第 114 条 原子力防災態勢の発令	○	○
	第 115 条 応急措置	○	○
	第 116 条 緊急時における活動	○	○
	第 116 条の 2 緊急作業従事者の線量管理等	○	○
	第 117 条 原子力防災態勢の解除	○	○
第 10 章 <保安教育>			
	第 118 条 所員への保安教育	○	○
	第 119 条 協力企業従業員への保安教育	○	○
第 11 章 <記録及び報告>			
	第 120 条 記録	○	○
	第 121 条 報告	○	○
<附則>			
	第 1 条 施行期日	○	○
	第 2 条 営業運転を開始する前までの経過措置	○	○
	第 3 条 核燃料物質を原子炉に装荷する前までの経過措置	○	○
	第 4 条 核燃料物質を原子炉に装荷する前までに定めること	○	○
<添付>			
	原子炉がスクラムした場合の運転操作手順		○
	火災、内部溢水、自然災害対応に係る実施基準	○	○
	重大事故時及び大規模損壊対応に係る実施基準		○
	管理区域図	○	○
	保全区域図		○

※：本規定申請時点での標準的な事項であり、今後の保安規定の変更によって変わる可能性がある。